市町村民税・道府県民税 税額決定 納税 通知書

第　　号	納税者	住所	
令和　　年度		氏名	

普通税	市町村民税 道府県民税	千	百	十	万	千	百	十	円

1　市町村民税及び道府県民税決定の明細

区分				課税標準額	税率	税額 道府県民税	税額 市町村民税	税額 合計
均等割			(1)			円	円	
所得割	総所得金額		(2)	円				
	山林所得金額		(3)					
	退職所得金額		(4)					
	小計		(2)+(3)+(4) (5)		裏			
	分離課税の所得金額 短期譲渡	9％適用分	(6)					
		5％適用分	(7)					
	分離課税の所得金額 長期譲渡	一般の譲渡	(8)					
		優良住宅地等に係る譲渡	(9)					
		居住用財産の譲渡	(10)		面			
	分離課税の所得金額	一般株式等の譲渡	(11)					
		上場株式等の譲渡	(12)					
		上場株式等の配当等	(13)					
		先物取引	(14)					
	肉用牛の売却価額		(15)		裏面			
	小計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)		(16)					
	調整控除額		(17)					
	(16)-(17)		(18)					
	配当控除額		(19)					
	(18)-(19)		(20)					
	住宅借入金等特別税額控除額		(21)					
	(20)-(21)		(22)					
	寄附金税額控除額		(23)					
	(22)-(23)		(24)					
	外国税額控除額等		(25)					
	(24)-(25)		(26)					
	配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額		(27)					
	計		(26)-(27) (28)					
市町村民税及び道府県民税の合計税額 (1)+(28) (29)								円
給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 (30)								
公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 (31)								
普通徴収の方法によって徴収する額の合計額 (29)-(30)-(31) (32)								
所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額 (33)								

2　普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限

期別	納付額	(33) に係る充当額	充当後納付額	納期
第１期	円	円	円	令和　年　月　日から　月　日まで
第２期				令和　年　月　日から　月　日まで
第３期				令和　年　月　日から　月　日まで
第４期				令和　年　月　日から　月　日まで
納付場所				

3　公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額
年１０月	円
年１２月	
年２月	

4　特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

普通徴収の方法によって徴収する額については、上記２の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記４の公的年金からその支払者が徴収します。

また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

徴収月	仮特別徴収税額
年４月	円
年６月	
年８月	

なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	仮特別徴収税額
年４月	円
年６月	
年８月	

令和　年　月　日　　市町村長　氏　名　　㊞

注意　市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

備考　１　この通知書は、第１号の４様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。

２　市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税及び道府県民税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。

３　繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記２の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」にかえて「地方税法第13条の２第１項の規定により繰上徴収しますので、上記納期にかかわらず、各納期分を令和　年　月　日までに納めてください。」と記載すること。

４　「肉用牛の売却価額(15)」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第６条第２項又は第５項の規定の適用を受けるときの同条第２項第１号又は第５項第１号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額(2)」の欄は、同条第２項第２号又は第５項第２号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。

５　「支払者の法人番号」の欄には、公的年金の支払者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。